

(仮訳)

配布：一般

2010年10月19日

原文：英語

事前未編集版

## 女子差別撤廃委員会

第47回会期

2010年10月4 - 22日

### 一般勧告第27号 女性高齢者とその人権確保

#### 序論

1. 女子差別撤廃委員会（以後「委員会」とする）は、女性高齢者に対するさまざまな形態の差別ならびに女性高齢者の人権について、締約国報告において体系的に対処されていないことに懸念を有し、第42回会期において、女子差別撤廃条約（以後「条約」とする）第21条に基づき女性高齢者とその人権確保に対する一般勧告の採択を決定した。

2. 決議26/IIIにおいて、委員会は、条約が「女性高齢者の人権に関する特定の問題に取り組むための重要な手段である」ことを認識した<sup>1</sup>。第4条1項「暫定的特別措置」に関する一般勧告第25号(E/CN.6/2004.CRP.3, 付属文書Iを参照)でも認識されているように、年齢は女性がさまざまな差別を受ける根拠のひとつである。とりわけ委員会は、女性高齢者の状況をより良く分析する方法として、年齢や性別ごとの統計データの必要性を認識した。

3. 委員会は、とりわけ高齢化に関するウィーン国際行動計画<sup>2</sup>、北京宣言及び行動綱領<sup>3</sup>、高齢者のための国連原則（国連決議46/91, 付属文書）、国連人口・開発会議の行動計画<sup>4</sup>、高齢化に関するマドリード国際行動計画（2002）<sup>5</sup>、国連経済文化社会的権利委員会（1995）

---

<sup>1</sup>第57回総会の公式記録、補足38号(A/57/38、パート1、第1章、決議26/III及び第7章、パラグラフ430-436)

<sup>2</sup>高齢者問題世界会議（ウィーン、1982年7月26-8月6日）報告書（国連出版物、物販番号E.I.16）、第6章、セクションA

<sup>3</sup>第4回世界女性会議（北京、1995年9月4-15日）報告書（国連出版物、物販番号E.96.IV.13）、第1章、決議1、付属文書IおよびII

<sup>4</sup>国際人口・開発会議（カイロ、1994年9月5-13日）報告書（国連出版物、物販番号E.95.XIII.18）、第1章、決議1、付属資料

<sup>5</sup>第2回高齢者問題世界会議（マドリード、2002年4月8-12日、1995）報告書（国連出版物、物販番号E.02.IV.4）第1章、決議1、付属資料II

による高齢者の経済社会文化的権利に関する一般的コメント第 6 号及び社会保障に関する一般的コメント第 19 号に謳われた女性高齢者の権利に関するこれまでのコミットメントを支持する。

## 背景

4. 現在の国連予測によると、世界中で 60 歳以上の人口は今後 36 年の間に 15 歳以下の子供を上回るとされている。国連は高齢者人口が 2050 年に 20 億人、つまり世界人口の 22% を占めると予想している。現在、60 歳以上の人口は 11% であるがそれが倍増という前例のない結果になると見ている。

5. 高齢化における男女差では、女性は男性より長生きする傾向にあり、さらに高齢者の一人暮らしは男性より女性の方が多くことが明らかになっている。60 歳以上の割合は女性 100 人に対し男性 83 人、80 歳以上では女性 100 人に対し男性は 59 人である。さらに、国連経済社会局の統計によると、60 歳以上の男性の 80% が結婚しているのに対し女性はわずか 48% である<sup>6</sup>。

6. 生活水準及び基本的な医療制度の向上ならびに少子化や長寿化によるこの前例のない人口高齢化は開発努力の賜物であると考えられる。そしてこの傾向は今後も継続し、21 世紀は高齢者の世紀へと向かう。しかしこのような人口構造の変化は深刻な人権問題をはらんでいるため、女性高齢者が経験する差別に対し、条約を通じてより包括的かつ体系的な方法で早急に取り組む必要性が高まっている。

7. 高齢化問題は先進国および発展途上国の両方が抱える問題である。発展途上国における高齢者人口の割合は 2050 年までに 2010 年の 8% から 20% に上昇する<sup>7</sup>一方、子供の人口は 29% から 20% に低下する<sup>8</sup>と予測されている。発展途上国に暮らす女性高齢者の数は 2010 年から 2050 年までの間に 6 億人増加するとされている<sup>9</sup>。この人口変化は発展途上国が直面する大きな課題を示している。高齢化社会はまた、大部分の先進国においても揺るぎない傾向かつ大きな特徴である。

8. 女性高齢者は均一化されたグループではない。彼女たちは非常に多くの経験、知識、能力やスキルを持っている。しかしながら経済的および社会的には人口層、政治、環境、文化、雇用、個人や家族要因に左右される。女性高齢者がとりわけコミュニティーのリーダー、企業家、介護者、アドバイザー、仲介者などとして公私共に社会に捧げる貢献は計り知れない価値がある。

---

<sup>6</sup> 国連経済社会局 (UNDESA)、人口高齢化及び開発図、2009、  
<http://www.un.org/esa/population/publications/aging/aging2009.htm>

<sup>7</sup> 国連経済社会局 (UNDESA)、人口高齢化及び開発図、2009、  
<http://www.un.org/esa/population/publications/aging/aging2009.htm>

<sup>8</sup> 国連人口部、世界人口予測『2008 年度改訂人口データベース』、  
<http://esa.un.org.unpp/index.asp?panel=1>、2010 年 8 月 26 日閲覧

<sup>9</sup> 国連人口部、世界人口予測『2008 年度改訂人口データベース』、  
<http://esa.un.org.unpp/index.asp?panel=1>、2010 年 8 月 26 日閲覧

## 勧告の目的および趣旨

9. 女性高齢者とその人権認識に関する本一般勧告は、条約の全ての条項と高齢化との関係を考察する。また女性が年を重ねるにつれて直面するさまざまな形態の差別を特定し、条約締約国が負うべき義務を尊厳と女性高齢者の権利を考慮した上で高齢化の観点から概説し、女性高齢者が抱える問題への対応を国家戦略、発展イニシアチブや積極的な行動における主流に据え、女性高齢者が差別を受けることなく、また男性と平等の立場で参画できるようにするための政策提言を含んでいる。

10. 本一般勧告はまた、締約国が条約に規定された報告プロセスに沿って女性高齢者の状況を報告する際の指針を提供する。女性高齢者に対するあらゆる形態の差別撤廃は、彼女たちの尊厳、統合や自己決定権を十分尊重し保護することによってのみ達成される。

## 女性高齢者と差別：特定問題

11. 男性も女性も高齢を理由に差別を経験するが、女性高齢者の場合は事情が異なる。人生の中でジェンダーに基づく不平等は高齢になるにつれて悪化し、さらに文化的・社会的基準に深く根ざしていることがよくある。女性高齢者が経験する差別は大抵、不平等な財源配分、虐待、ネグレクトや基本的サービスに対する限られたアクセスの結果である。

12. 女性高齢者に対する差別の具体的な形態は、多様な社会経済状況や社会的・文化的環境によって大きく異なる。教育、職業、健康、家族や私生活に関する機会や選択の平等が多いか少ないかの違いである。多くの国において通信スキル、インターネットへのアクセス、適当な住宅や社会サービスの欠如、さらに孤独や隔離が女性高齢者にとって問題となっている。一方、農村や都会のスラムに暮らす女性高齢者の場合、生活基盤、収入安定性、医療サービスや自分たちの権利に関する情報や権利の享受が極端に欠如している。

13. 女性高齢者が経験する差別は通常、年齢差別に加え性別、ジェンダー、民族、身体障害、貧困レベル、性的指向や性同一性、移民としての身分、婚姻や家族状況、教養やその他の要素の差別が関係する多次的なものである。マイノリティー、少数民族や原住民などの女性高齢者、または国内的に強制退去させられたり国籍のない女性高齢者は、過度に差別を受けることが多々ある。

14. 多くの女性高齢者は、もはや生産性や生殖的役割がなく家族にとって負担とみなされ軽視されている。それに加え未亡人の状態や離婚が差別に拍車をかけている。さらに病気や老人病である糖尿病、がん、中でも特に女性高齢者によく見られるがんや高血圧、心臓病、白内障、骨粗鬆症やアルツハイマーに関する医療サービスの利用が限られているため女性高齢者は人権を十分に享受することができない。

15. 女性の全面的な発展と地位向上を実現するには、ライフサイクル・アプローチを導入し、女性の人生におけるそれぞれの段階—幼児期、青年期、成人、老人—及び各段階が女性高齢者の人権享受に与える影響を認識し、対処する必要がある。条約に謳われた権利は女性の一生の全ての段階に適用されるが、多くの国では年齢差別が個人・組織・政策レベルでいまだに黙認・承認されており、年齢差別を禁止する法律を採用している国はほとんどない。

16. ジェンダーに関する固定概念や伝統的・慣例的習慣は、女性高齢者、特に身体障害のある女性高齢者の生活のあらゆる場面に有害な影響を与えることになる。さらに家族関係、社会的役割、メディアでの描写、雇用者の態度、医療従事者やその他サービス提供者に対

しても悪影響をもたらし、暴力や身体的、言葉、金銭的虐待につながることもある。

17. 女性高齢者は大抵の場合、政治的および意思決定プロセスへの参加機会が欠如していることで差別を受ける。身分証明書や交通手段がないことで女性高齢者は投票することが出来ないこともある。複数の国においては、女性高齢者は自らの権利を主張するための組織や非政府組織を組成したり、そのような組織に参加することができないこともある。さらに退職必須年齢は男性と女性で異なり、女性の方が早く退職を迫られることもある。このような事実が国際レベルで政府を代表したいと願う女性を含め、女性高齢者への差別の原因となっていることもある。

18. 女性高齢難民、もしくは無国籍、亡命希望または国内で強制退去させられたり移民労働に従事している女性高齢者は往々にして差別、虐待、ネグレクトの対象である。強制退去や無国籍状態にある女性高齢者は、心的外傷後ストレス症候群にかかる可能性がある。この症状は医療従事者によって認識または治療されない場合がある。女性高齢難民や国内で強制退去させられた女性高齢者は、亡命先で法的身分が確保できない、法的証明書がないなどの理由から医療サービスが受けられないことがあり、医療施設から遠く離れた場所に移動させられたり、サービスを利用する際に文化的・言語的障壁を経験する。

19. 雇用者は大抵の場合、女性高齢者に教育や職業訓練を受けさせるのは採算が合わない投資であると考えている。女性高齢者もまた、最新の情報技術を学ぶ平等な教育機会やそれを学ぶための費用を持ち合わせていない。多くの貧しい女性高齢者、特に身体的障害がある女性高齢者や農村に暮らす女性高齢者は教育を受ける機会を与えられず、正式または非公式な教育を全く、もしくはほとんど受けていない。読み書き能力および計算能力の不足は、女性高齢者の社会、政治、経済への十分な参加やあらゆるサービス、資格や娯楽へのアクセスを極端に制限することになる。

20. 正式な雇用において、女性の数は男性に比べ少ない。仕事内容が同じ、もしくは仕事の価値が等しくても女性は男性に比べ賃金が少ない傾向にある。ジェンダーに基づく差別は、人生のうち高齢になるほどその影響は大きく、女性高齢者の場合、男性高齢者に比べ過剰に賃金が低かったり、年金に関しては低いもしくはまったく手にすることが出来ない状況に追い込まれる。国連経済文化社会的権利委員会の一般的コメント第 19 号では、全ての人々が拋出型年金制度に加入することは不可能なため、ほとんどの締約国に対し雇用者全額負担の年金制度の導入を義務付けており（第 4 項 (b)）、女性高齢者、特に身体的障害のある女性高齢者に対する社会的保護に関する条文が障害者の権利に関する条約第 28 条 (2)(b)に規定されている。老齢年金資格がある場合でも、その支給額は獲得賃金に深く関わっているため、結果的に男性に比べ女性の年金は低い。さらに、女性高齢者は男性と異なる退職必須年齢の影響を特に受けるため、それが年齢や性別に基づく差別を引き起こしている。女性の退職年齢は、女性が働き続けることを希望した場合は女性高齢者の権利を保護するためにも選択制にするべきであり、可能な限り男性と等価で増額年金を積み立てられるようにすべきである。多くの女性高齢者は扶養対象の子供たち、配偶者/パートナーや年老いた両親の世話をひとりで行っている。この無償介護の金銭的・感情的コストはほとんど認識されていない。

21. 女性高齢者が医療に関して自己決定や同意する権利は必ずしも尊重されていない。長期的なケアに関する規定を含め、女性高齢者に対する社会福祉は公共支出が削減された場合、過剰に削減される可能性がある。閉経後、生殖機能喪失および年齢に関係した身体的・精神的健康状態や病気はリサーチ、学術的研究、公共政策やサービス提供において軽視される傾向にある。性的健康、HIV やエイズに関する情報は女性高齢者が理解、入手できる

形や彼女たちにとって適切な状態で提供されることは減多にない。多くの女性高齢者は民間の健康保険に加入していなかったり、非公式な仕事や無償の介護作業に従事していた期間に保険料を支払っていなかったという理由で国の保険に加入できないでいる。

22. 女性高齢者は自らが世話をする子供の親、もしくは法的保護者でない限り福利厚生を受ける資格がない場合がある。

23. マイクロクレジットや金融制度は通常、年齢制限や女性高齢者の利用を阻むような基準を設けている。多くの女性高齢者、特に家庭内に閉じ込められている女性高齢者はコミュニティ、文化、レクリエーション活動に参加することができず、結果として彼女らを孤立させ幸福で健康な生活に悪影響が及ぶことになる。個人的介助ならびに生活しやすい室内設計や移動を補助する設備を含めた適切な住居など、自立した生活に必要な要素に対する十分な配慮がされていない。

24. 多くの国において、女性高齢者の大多数が農村部で生活している。農村部では年齢や貧困レベルによってサービスを受けることがより困難になる。多くの女性高齢者が移民労働者として働く子供たちから受け取る金銭は不定期であったり、十分な額でなかったり、または送金を全く受けないこともある。水、食糧および住宅を得る権利を拒絶されることは多くの貧しい、農村に暮らす女性高齢者の日々の生活の一部である。例えば、女性高齢者は食糧価格や雇用、社会保障、財源利用における差別による不十分な収入が理由で満足いく食糧を手に入れることが出来ないことがある。適切もしくは手頃な交通手段がないことで女性高齢者は社会福祉サービスを受けたり、コミュニティおよび文化活動へ参加したりすることを妨げることもある。このような交通手段の利用機会の欠如は、例えば女性高齢者の低い収入や彼女たちのニーズに合った手頃かつ利用可能な公共交通手段を公共政策に盛り込んでいないことにより発生する。

25. 気候変動は女性、特に女性高齢者にさまざまな影響を及ぼす。女性高齢者は身体的及び生物学的違いからより弱い立場にあるため、自然災害、社会規範、災害下における役割に対する初期対応で不利になり、社会的序列による支援や財源の不平等な配分が発生する。支援や意思決定プロセスへの限られたアクセスは女性高齢者の気候変動に対する脆弱性を増大させることになる。

26. 配偶者が死亡した場合に夫婦の財産を相続及び管理する権利を女性に認めていない成文法や慣習法もある。未亡人に対し、死亡した配偶者の財産から支援金を賄うなど別の方法で経済的安定を提供することでこれを正当化している法制度もある。しかし、現実にはこのような取り決めが実施されることはほとんどなく、未亡人は貧窮状態に置かれる。以上の法律の中には高齢未亡人を特に差別しているものもある。高齢未亡人は特に「財産獲得」において弱い立場にある。

27. 自らの同意なしに行為能力を弁護士や家族に握られている女性高齢者の場合は特に経済的虐待を含めて搾取や虐待に晒されやすい。

28. 委員会的一般勧告第 21 号にあるとおり「複婚は女性の男性と同一の権利を侵害し、女性とその扶養者に重大な感情的及び経済的影響を及ぼし得るものであり、かかる婚姻は阻止又は禁止されるべき」である。にもかかわらず、複婚は多くの国でいまだ継続されており、複婚組合に加盟している女性も多くいる。高齢の妻は一旦生殖能力がない、もしくは生産性がないとみなされると複婚において軽視されることが多い。

## 勧告

### 一般

29. 女性高齢者は社会にとって重要な財産であるとみなされるべきであり、締約国は彼女たちに対する差別を撤廃するために法制化を含めたあらゆる適切な処置を取る義務がある。締約国は第4条(1)および一般勧告第23号及び第25号に沿った暫定特別措置を含め、ジェンダーに配慮し特定の年齢を対象とした政策や措置を採用し、女性高齢者が政治、社会、経済、文化、市民社会および地域社会のあらゆる場面で十分かつ効果的に参加できるようにすべきである。

30. 締約国は、女性の十分な発展と地位向上を、ライフサイクルを通じ平和時も紛争時も、さらに人為的及び自然災害時にも確保する義務がある。ゆえに締約国は女性の十分な発展と地位向上に関するあらゆる法規制、政策及び介入において女性高齢者を差別しないよう徹底すべきである。

31. 締約国は、女性に対する差別の多面的要素を考慮し、ジェンダー平等の原則がライフサイクルを通じて法律や実用化に当てはまるよう努めなければならない。この点において、締約国は女性高齢者を差別している現行法、規則および慣習を廃止または修正し、法律において年齢や性別に基づいた差別を禁止すべきである。

32. 締約国は、法改正や政策編成を支援するため、年齢及び性別ごとのデータを収集、分析、普及させ、農村や紛争地域に暮らす女性高齢者、マイノリティーに帰属する女性高齢者および身体障害のある女性高齢者を含めた女性高齢者に関する情報を提供すべきである。かかるデータはとりわけ貧困、非識字、暴力、HIV/エイズに感染した同居人に対する介護を含めた無償労働、移住、医療サービス、住宅、社会的及び経済的援助や雇用に焦点を当てる必要がある。

33. 締約国は、女性高齢者に対し自分たちの権利及び司法サービスの利用方法に関する情報を提供すべきである。また、女性高齢者の権利について警察、法的支援やパラリーガルサービスなどの司法部門を研修し、さらに国家機関及び組織を対象に女性高齢者が影響を受ける年齢やジェンダーに関する問題に対する配慮や研修を実施すべきである。身体障害のある女性高齢者も同様に情報、司法サービス、効果的な救済や補償を得られるようにしなければならない。

34. 締約国は、女性高齢者が財産を管理する権利を含め、自らの権利に関する格差や侵害の解消を求めることができるようにすべきであり、彼女たちが任意もしくは差別的な理由で行為能力をはく奪されることがないように努めなければならない。

35. 締約国は、気候変動や災害リスク軽減措置がジェンダーに対応しており、女性高齢者のニーズや脆弱性に配慮していることを確認しなければならない。また、気候変動緩和政策や適応に関する意思決定において女性高齢者の参加を促進すべきである。

### ステレオタイプ（固定概念）

36. 締約国は、女性高齢者に対するマイナスの固定概念を取り払い、彼女たちに偏見や悪影響を及ぼす社会的及び文化的行動パターンを修正すべきであり、それによって身体障害のある女性高齢者を含めた女性高齢者がマイナスの固定概念や文化的習慣に基づいて経験する身体的、性的、言葉、経済的虐待を減らす義務がある。

## 暴力

37. 締約国は、身体障害のある女性高齢者を含めた女性高齢者に対する暴力を認識し、それを家庭内暴力、性的暴力および制度的背景による暴力に関する法律において防止する義務がある。締約国は、伝統的慣習や信条に基づくものを含め、女性高齢者に対するあらゆる暴力行為を捜査、告発、処罰すべきである。

38. 締約国は、女性高齢者が武力紛争時に受ける暴力、武力紛争が彼女たちの生活に及ぼす影響、さらに紛争の平和的解決や復興に向け女性高齢者が果たすことができる貢献に特に注目すべきである。武力紛争時の性的暴力、強制退去や難民状態に対処する際、締約国は女性高齢者の状況に十分配慮すべきである。締約国は、かかる問題に対処する際、特に国連安全保障理事会決議第 1325 号 (2000 年)、1820 号 (2008 年) 及び 1889 号 (2009 年) を含め、女性・平和・安全保障に関する国連決議を考慮すべきである。

## 公の生活への参加

39. 締約国は、女性高齢者が公の生活や政治に参加し、公職に就く機会をあらゆるレベルで確保する義務がある。さらに投票登録や選挙に立候補するために必要な書類を確保する義務がある。

## 教育

40. 締約国は、教育分野において平等な機会をあらゆる年齢の女性に確保し、さらに女性高齢者が成人教育、生涯学習の機会や自身や家族の健康で幸福な生活に必要な教育情報を得られるよう努める義務がある。

## 仕事と年金

41. 締約国は、女性高齢者が年齢や性別に基づいたいかなる差別も受けることなく賃金労働に従事することを促進する義務がある。締約国は、女性高齢者が職業人生において直面する可能性のある問題の解決や、彼女たちが早期退職やそれに類似する解決方法を強要されないよう特別な注意を払うべきである。また、ジェンダー別賃金格差の影響が女性高齢者にもたらす影響をモニターすべきである。

42. 締約国は、公共及び民間セクターの退職年齢が女性差別にならないよう努める義務がある。ゆえに、締約国は女性が早期退職を希望した場合であっても年金政策が女性差別にならないよう努め、また仕事に従事していた全ての女性高齢者が適切な年金を受け取れるよう徹底する義務がある。締約国は、必要に応じて暫定特別措置を含め、かかる年金を保証するため、あらゆる適切な手段を取るべきである。

43. 締約国は、育児の義務を負う女性高齢者を含め、女性高齢者が育児援助などの然るべき社会的及び経済的補助、ならびに高齢の両親や親類を介護するために必要なあらゆる支援を利用できるよう努めなければならない。

44. 締約国は、どの年金にも加入していなかったり十分な収入保証がない全ての女性に対し、男性と平等な基準に基づき、然るべき非拠出型年金を給付すべきである。さらに、女性高齢者、特に僻地や農村に暮らす女性高齢者に対しては国が手当を支給すべきである。

## 健康

45. 締約国は、一般勧告第 24 号「女性と保健」に基づき女性高齢者の保健ニーズを保護する包括的な医療政策を導入すべきである。具体的には、全ての女性高齢者に対し必要に応じて利用料を無料にする、医療スタッフに高齢者がかかる病気に関する教育を実施する、

年齢に関係した慢性的で非伝染性の病気を治療する薬の提供、それに自立した生活を可能にするケアや緩和ケアを含めた長期的な医療及び社会サービスを通じて手頃で利用し易い医療サービスを確保すべきである。さらに、健康問題の発生を遅らせることを目的とした行動及び生活様式の変更を促進するための介入も必要である。これには健康な栄養習慣やアクティブな生活、そして女性高齢者によく見られる病気の検診や治療を含めた医療サービスを費用的に無理のない形で提供することが挙げられる。また、医療政策において身体障害のある女性高齢者を含めた女性高齢者に対する医療サービスが無料かつ本人の同意の下に提供されるよう努めなければならない。

46. 締約国は、女性高齢者の身体的、精神的、感情的及び保健的ニーズに合わせた特別プログラムを導入すべきである。これは特にマイノリティーに属する女性、女性障害者、若者の移住に伴い孫や若い扶養家族を世話したり HIV/エイズに感染した家族の介護をしたりしている女性に特に重点を置くべきである。

#### **経済権限の付与**

47. 締約国は、経済及び社会生活における女性高齢者に対するあらゆる形態の差別を撤廃する義務がある。また、農業に従事する女性高齢者や小土地所有者である女性高齢者が農業信用及び融資を受ける際、年齢や性別に基づく全ての障害を排除し、さらに適切な技術へのアクセスを確保しなければならない。締約国は、女性高齢者に対する特別支援制度や担保不要のマイクロクレジットを提供するとともに、小規模起業を奨励すべきである。締約国はまた、女性高齢者向けのレクリエーション施設を建設し、自宅に閉じこもっている女性高齢者に対する奉仕活動を実施すべきである。締約国は、農村に暮らす女性高齢者を含め女性高齢者がコミュニティ活動などの経済及び社会生活に参加できるよう手頃かつ適切な交通手段を提供すべきである。

#### **社会的利益**

48. 締約国は、女性高齢者の特定ニーズを満たす適当な住宅を確保し、高齢者の移動を妨げ自宅内にとどまることを余儀なくさせるような建築構造や障害物を取り除くためにあらゆる措置を講じるべきである。また、締約国は、女性高齢者ができるだけ自宅で自立して生活できるようにするための福祉サービスを提供しなければならない。締約国は、女性高齢者の住宅、土地、財産に関する権利に影響を及ぼす法律や慣習の廃止に努めなければならない。また、締約国は、女性高齢者を強制的な立ち退きやホームレスの状態から保護しなければならない。

#### **農村部及び脆弱な立場にいる女性高齢者**

49. 締約国は、女性高齢者を想定した農村及び都市開発計画を作成すべきである。また、女性高齢者に手頃な水、電気やその他の公共設備を提供しなければならない。安全な水や適切な公衆衛生へのアクセスを改善する政策においては、使用し易く、必要以上の体力を使わずに済むような技術設計に努めるべきである。

50. 締約国は、難民もしくは無国籍女性高齢者、ならびに国内で強制退去させられたり移民労働に従事する女性高齢者をジェンダー及び年齢を考慮した然るべき法律や政策を通じて保護しなければならない。

#### **婚姻および家庭生活**

51. 締約国は、財産や相続に関するものを含め、結婚している女性高齢者及び離婚した女性高齢者に対する差別的な法律を全て廃止する義務がある。

52. 締約国は、財産や相続に関して高齢未亡人に対する差別的な法律を全て廃止し、土地の略奪から保護しなければならない。また、条約に規定された義務に基づき、無遺言相続を認める法律を採用しなければならない。さらに、女性高齢者が意思に反して強制的に結婚させられたりする慣習を廃止するための措置を講じ、相続が死亡した夫の兄弟などとの強制結婚を条件にしたものにならないよう努めなければならない。

53. 締約国は、一般勧告第 21 条に従い、複婚組合を防止及び禁止すべきであり、複婚相手の夫が死亡した場合はその財産が妻たちやその子供たちに平等に配分されるよう努めなければならない。